

広島県野生生物の種の保護に関する条例（平成六年広島県条例第一号）第八条第一項及び
第九条第三項の規定により、指定野生生物種及び特定野生生物種指定案を、次のとおり公
告する。

なお、利害関係人は公告された指定案について、令和八年九月四日までに知事に意見書を
提出することができる。

令和八年八月二十日

広島県知事 横 田 美 香

一 指定野生生物種指定案

1 指定する種

指定種	分類群
スナメリ	哺乳類（鯨偶蹄目ネズミイルカ科）
シロエリオオハム	鳥類（アビ目アビ科）
タマシギ	鳥類（チドリ目タマシギ科）
ナゴヤダルマガエル	両生類（カエル目アカガエル科）
ヒロシマサンショウウオ	両生類（サンショウウオ目サンショウウオ科）
ゲイヨサンショウウオ	両生類（サンショウウオ目サンショウウオ科）
スイゲンゼニタナゴ	魚類（コイ目コイ科）
ミヤジマトンボ	昆虫類（トンボ目トンボ科）
ヒョウモンモドキ	昆虫類（チョウ目タテハチョウ科）
カシワアカシジミ（冠高原亜種）	昆虫類（チョウ目シジミチョウ科）
キマダラルリツバメ	昆虫類（チョウ目シジミチョウ科）
カワシンジュガイ	貝類（イシガイ目カワシンジュガイ科）
カブトガニ	その他無脊椎動物（カブトガニ目カブトガニ科）
ヤチシャジン	植物類（キク目キキョウ科）
シロカネカラマツ	植物類（キンポウゲ目キンポウゲ科）
ミコシギク	植物類（キク目キキョウ科）
ツルマンリヨウ	植物類（ツツジ目サクラソウ科）

2 指定の理由

個体数が著しく少ないか、若しくは著しく減少しつつあること、県内の分布域の相当

部分で生息地若しくは生育地が消滅しつつあること又は生息地若しくは生育地の生息・生育環境の悪化等の理由により、その存続に支障を来す事情があるため指定する。

二 特定野生生物種

1 指定する種

指定種	分類群
スイゲンゼニタナゴ	魚類（コイ目コイ科）
ミヤジマトンボ	昆虫類（トンボ目トンボ科）
カシワアカシジミ（冠高原亜種）	昆虫類（チョウ目シジミチョウ科）
ヤチシャジン	植物類（キク目キキョウ科）

2 指定の理由

スイゲンゼニタナゴは、国内で広島県と岡山県にのみ生息する種である。県内での生息地が極めて限定的であり、自然下における個体数が著しく減少しつつある。その生息環境が、市街地に近いため、開発行為や水質汚染により、悪化しつつある。

ミヤジマトンボは、国内で廿日市市宮島町だけに生息する種である。その生息環境は、地下水の減少、大潮時のゴミ等の流入、獣害による植生の荒廃により、著しく悪化している。

カシワアカシジミ（冠高原亜種）は、国内で山口県との県境に広がる廿日市市の冠高原のきわめて狭いカシワ林だけに生息する種である。発生木であるカシワの伐採や、遷移の進行により、生息環境が悪化しつつある。

ヤチシャジンは、国内で広島県と岐阜県にのみ生息する種である。県内での生息地が極めて限定的であり、自然下における個体数が著しく減少しつつある。その生息環境は、開発行為や自然遷移に伴う湿地の消失により、悪化しつつある。

このため、指定野生生物種の中でも特にその種の保護が必要であるため指定する。